

くまの・こども夢プラザ 子育て支援センター通信

●子育て情報などについてホームページまたはこふでりんLINEでお知らせしますのでご確認ください。
●子育て相談は随時行っていますので、お問い合わせください。

お誕生日会のようす 8~10月生まれのお誕生日会を合同で行いました♪



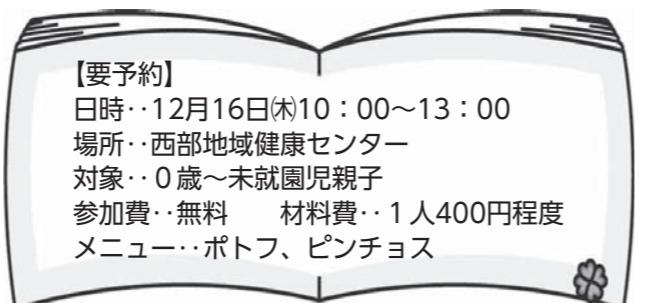
12月の予定について

ホームページ、LINEで
ご確認ください。



子育てサークルクッキングママ 「いちご組」の体験参加ができます！

子育てサークルの体験参加者を募集しています。
入会するかどうかに迷わず、「子育てサークルってどんなことするの？」と少しでも気になった人は是非一度ご参加ください。



〈参加者の感想〉

- ・料理をしながら子育てのことや、保育所、幼稚園の話など情報交換もできて有意義な時間を過ごすことができました。
- ・知っている人がいなかったのと、料理に自信がなかったので入会しようか迷いましたが、1回目からとても楽しく活動できました。

くまの・こども夢プラザ ☎820-5502

くまの・こども夢プラザ
子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
☎820-5502 ☎855-0805
開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日 9:30～17:00
毎月1回土曜日または日曜日 9:30～11:30

ゼロの日運動

0のつく(10・20・30)日はテレビゲーム・スマホを控え、
くまづくおよび家族のだんらんを通して絆を深めましょう。

保健行事

問健康推進課 ☎820-5637

当番医

① 12月12日(日)	三登医院(坂町)	☎ 885-0037
② 12月19日(日)	児玉クリニック	☎ 855-4700
③ 12月26日(日)	小坂内科医院(坂町)	☎ 885-0108
④ 1月2日(日)	済生会広島病院	☎ 884-2566
⑤ 1月9日(日)	大瀬戸内科	☎ 854-8585

年末歯科当番医 (9:00～15:00)

★12月31日(金) 岡田歯科医院 ☎ 854-5311

※電話番号、特に局番をよくお確かめのうえ、おかげください。

※急な当番医の変更があった場合は、記載と異なることがありますので了承ください。

※診療受付時間は9時から17時30分です。(13時から14時は原則休診です。)

※夜間や休日に、医療機関に受診すべきか迷ったら、以下をご利用ください。

「救急相談センター広島広域都市圏」(24時間365日対応) #7119 または 082-246-2000

「こども医療でんわ相談」(毎日午後7時から翌朝8時まで) #8000 または 082-505-1399



介護予防ボランティアポイント対象事業

誰でも

健康相談

生活習慣病予防や妊婦などの相談に、保健師および栄養士が個別で応じます。必要に応じて血圧測定、検尿を実施。

時所①12月15日(水)13:30～15:00

西部地域健康センター

②12月27日(月)13:30～15:00

東部地域健康センター

③1月5日(水)10:00～11:30

中央ふれあい館

■健康手帳や健診結果など(お持ちの人)

誰でも

こころの相談【要予約】

さまざまなこころの問題、不安や悩みなどの相談に精神科医が応じます。

時12月17日(金)13:30～15:00

■中央地域健康センター

子ども

すくすくクラブ (育児相談)

子どもの体重・身長測定、保健師・助産師・栄養士による育児相談・産前産後相談・栄養相談を行います。気軽にご利用ください。

■妊婦、0か月～未就学の乳幼児と保護者

時所①12月21日(火)10:00～11:30

町民会館

②1月7日(金)13:30～15:00

東部地域健康センター

■母子健康手帳、フェイスタオル1枚

次の事業はお休みします
育児相談…12月28日(火)

妊婦

両親学級【要予約】

沐浴実習・最近の子育て事情・大きなおなかを体験してみよう。

■妊娠婦と夫や祖父母などのご家族

時12月12日(日)10:00～12:00

※受付時間9:45～10:00

■くまの・こども夢プラザ

■母子健康手帳、動きやすい服でお越しください。

申12月10日(金)までに健康推進課へ



家屋を取り壊したら手続きが必要です

固定資産税は毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されます。家屋を取り壊した人は、右の手続きをしていただくことにより、翌年度からその家屋の固定資産税が課税されなくなります。



問税務住民課 ☎820-5603

登記済家屋の取り壊し

法務局で滅失登記の手続きをしてください。年末の取り壊しなどで法務局への滅失登記が年を越す場合は、税務住民課までご連絡ください。

登記されていない家屋の取り壊し

取り壊し後、「家屋滅失届出書」を税務住民課へ提出してください。その年内に届け出されない場合、翌年度以降も引き続き課税されることがあります。

※一般的な住宅敷地になっている土地は、土地の固定資産税の負担を軽減する特例が適用されているため、家屋を取り壊すことにより、土地の固定資産税が見直される場合があります。

認知症カフェ情報▼認知症の人や、その家族、支援者が集い、自由に話せる場所です。

認知症カフェ みらいは、12月21日(火)13:30～16:00です。

認知症カフェ ぱたからは、1月はお休みです。

- Public Information: KUMANO - '21/12月号 - 8 -